

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松島町長 櫻井 公一

市町村名 (市町村コード)	松島町 (04401)	
地域名 (地域内農業集落名)	上竹谷 (上竹谷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月5日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

沢場であったり、水はけが良くない等の条件が悪いほ場が多い。地域には若い担い手がいるが、引き受けられるほ場条件ではなく、担い手への農地の集積・集約が進まない。  
地域の農業者が現状維持で行っているが、高齢化や後継者不足が顕著であり耕作放棄地が増加していくことが懸念されている。

【地域の基礎データ】  
主な作物: 水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

大規模経営を行う、担い手や外部の法人を呼び込むのも地域農業の発展として有効であるが、小規模経営農家や中規模経営農家も確保し、農家以外も含めた地域ぐるみの組織として地域の活性化を図る。  
また、沢場等の農地では、水害の出ないような畑地化を促進し、高収益作物等の作付を推進する。  
また、ほ場整備事業の要望を続け、条件の良いほ場の確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	103 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、今後維持管理が困難な林地との間にある農地は保全管理を行う農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現状維持
(2) 農地中間管理機構の活用方針
外部の法人等や新規就農者が参入してきた場合に活用する。地域の農業者の間での活用は考えていない。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域全体で町への要望や、みやぎ農業振興公社等の事業を活用しほ場整備を目指す。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内に限らず、多様な人材を受け入れ、地域の担い手を中心に人材の育成に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--